

障害者差別解消支援地域協議会設置・運営暫定指針の論点に
対する御意見について

渋沢 茂 委員

1 協議会を設置する趣旨

① 以下の項目を明示することで良いか。

- i 国及び地方公共団体の機関等において、障害者差別解消支援地域協議会を組織することで、地域において障害を理由とする差別に関する相談や紛争の防止等を推進するためのネットワークを構築すること。
- ii 協議会においては、必要な情報の交換、障害者からの相談及び相談事例を踏まえた差別解消のための取組に関する協議、を行うこととする。
- iii 各構成機関等は、協議の結果に基づき、当該相談事例を踏まえ、差別解消のための取組を実施すること。

② 他に趣旨において明示すべき視点は何か。

- i 本暫定指針の性質について
- ii 障害者差別を禁止する同趣旨の条例との関係について

・上記に掲げるもののほか、地域協議会に期待されること全般について御意見を御記入ください。

〔意見〕

- ・①について、総花的であるが、全ての自治体で趣旨に合った協議会を立ち上げるのは現実的に困難だと考えざるを得ない。
- ・「協議会」に求められる役割を明文化することがまずは必要と思う。
＝協議会を設置する自治体の規模によってそのことは違ってくる。
→市町村規模の協議会では
＝個別相談の対応。困難ケースの対応。相談事例の蓄積。関係者への周知啓発。
- 都道府県規模では
＝困難ケースの対応。相談の傾向の分析。住民への啓発。
- ・役割を明文化することで、既存の機関との役割分担が図られる。

2 協議会の基本的な仕組み

① 協議会の組織

- i 地方公共団体の区域において協議会を組織できるとあるが、この地方公共団体の区域についてどのように考えるか。
- ii 都道府県の区域、市区町村の区域の双方で組織した場合に期待される機能や相互の関係性についてどのように考えるか。

・協議会を組織する単位や役割分担等について御意見を御記入ください。

[意見]

・先に述べたように、本協議会に求められるのは、協議会を設置するという実態ではなく、それに求められる役割を果たすことだとすれば、全ての地方公共団体に期待されるものである。

・具体的には、自立支援法の施行時に発足した「自立支援協議会」（以下、混同を避けるため、「自立支援協議会」と記載）の機能を活用することが現実的と思う。

② 構成者

- i 協議会を構成する国の機関として参加が期待される機関はどこか。
- ii 地方公共団体で参加が期待される機関はどこか。
- iii その他、具体的にどのような構成員の参加が期待されるか。

・協議会を構成することが期待される機関について御意見を御記入ください。

[意見]

・自立支援協議会の構成員は、自治体によって大きな違いがある。

・まずは各自治体が設置する自立支援協議会の構成員をもって本法に求められる役割を期待する事が現実的と思う。

・本法の実施に伴う構成員の見直しについては各自治体に周知すべき。

・また、議事内容によって、構成員以外の意見を求める柔軟性も必要。

③運営方法

- i 代表者会議や実務者会議などの階層別の会議体や部会を設ける必要はあるか。設けるとすれば何が期待されるのか。
- ii 地方公共団体のどの部局が庶務を担当することが望ましいか。
- iii 事務局機能として期待されるものはあるか。

・運営方法について御意見を御記入ください。

〔意見〕

- ・意見を集約すること。それを周知することを行う上で事務局機能は必須。
- ・各地で自立支援協議会を主管する部局が担当するのが現実的と思う。

3 協議会と相談窓口等との関係について

① 相談窓口について

- i 新たな機関は設置せず、既存の機関等の活用・充実を図るうえで求められる視点について、どのように考えるか。
- ii 紛争の防止又は解決を図るために必要な相談体制の整備に当たって求められる事項は、どのようなものが考えられるか。
- iii 協議会の構成員でない相談窓口とどのように連携するか。

・協議会に事案を提供する相談窓口に期待される役割について御意見を御記入ください。

〔意見〕

- ・持ち込まれた相談について真摯に伺うことにつきる。
- ・一時の窓口で対応できなかった時の担保をどうするかは仕組みとしても、地域としても大きな課題。
- ・そのためにも事務局機能は重要。
- ・さらに言えば、持ち込まれた相談の内容について、関係機関が協働で対応できることが望ましい。
- ・そうした地域での関係は、構成員外の人とも必ず通じる。

② 協議の対象とする事案について

- i 法第5条に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備に関わる相談等については、情報共有の対象とするか。
- ii その他、法令、制度そのものに関わる相談の取扱いはどのようにするか。

・協議会が協議する事案についてどのようなものが考えられるか御意見を御記入ください。

〔意見〕

- ・相談の入り口として内容は狭めるべきではない。
- ・「…こんなことなのですが…」のようなお話から本旨につながることもある。

4 協議会における情報の取扱いについて

○ 個人情報を協議会に提供する際の留意事項について

- i 本法と他の個人情報保護法令との関係はどのようになるか。
- ii 各機関から個人情報を提供する場合の留意事項はどのようなものが考えられるか。

・個人情報の取扱いについて留意すべきものについて御意見を御記入ください。

〔意見〕

- ・参加機関の情報管理の意識を徹底すること。
- ・一方でとても大事なものは各機関の人の信頼関係。

5 既存の協議会との関係

① 法律や条例に基づく協議会との関係

- i 障害者基本法に規定する「都道府県等における合議制の機関」との関係について
- ii 障害者総合支援法第89条の3に規定する「協議会」との関係について
- iii 地方公共団体が独自に定める障害者差別に関する条例で規定されている附属機関との関係について
- iv その他地方公共団体の条例で規定されている関連のある附属機関について

・各地域で活用されているネットワークで地域協議会と連携すべきと考えられるものについて御意見を御記入ください。

[意見]

・障害者自立支援法→総合支援法の中で、地域の障がい者支援のあり方を考え、実践するために、自立支援協議会の存在意義がことさらに意識されている。

・本法が求めていることも、本来はこの自立支援協議会の中で協議されることが正しい。

・各地での自立支援協議会のあり方を本法の趣旨を合わせて整理したい。

② 法律や条例に基づかないネットワーク

- ・各地域で活用されているネットワークのうち、連携が可能な又は活用が期待されるものはどのようなものが考えられるか。

・地方公共団体が設置している障害者施策にかかわりの深い附属機関との関係について御意見を御記入ください。

〔意見〕

- ・各地の自立支援協議会の趣旨による。

③ 既存のネットワークとの関係

- i 障害者、家族等の当事者団体のネットワークとの関係について
- ii 障害福祉サービス事業者団体や福祉専門職団体等のネットワークとの関係について
- iii 医療・保健に関わる団体のネットワークとの関係について
- iv 教育、法曹、商工団体のネットワークとの関係について

・その他のネットワークの活用方法について御意見を御記入ください。

〔意見〕

- ?各地の自立支援協議会の活動による。